

むつ市議会第194回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成19年12月6日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第71号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例
- 第2 議案第72号 むつ市国民健康保険税条例
- 第3 議案第73号 むつ市地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 第4 議案第74号 むつ市下北自然の家条例
- 第5 議案第75号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第76号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第77号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第78号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第79号 指定管理者の指定について
(むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場)
- 第10 議案第80号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外4施設)
- 第11 議案第81号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢外1施設)
- 第12 議案第82号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外3施設)
- 第13 議案第83号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第84号 市道路線の認定について
- 第15 議案第85号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第16 議案第86号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第17 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第18 議案第88号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第19 議案第89号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第20 議案第90号 平成19年度むつ市一般会計補正予算
- 第21 議案第91号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第22 議案第92号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第23 議案第93号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算
- 第24 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第25 議案第95号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

- 第26 議案第 96号 平成18年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第 97号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第28 議案第 98号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第29 議案第 99号 平成18年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第30 議案第100号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第31 議案第101号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第32 議案第102号 平成18年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第33 報告第 27号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)

【議案上程、提案理由説明】

- 第34 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例
- 第35 議案第104号 工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

2番	澤	藤	一	雄	3番	高	田	正	俊
4番	目	時	睦	男	5番	新	谷	泰	造
6番	新	谷		功	7番	白	井	二	郎
8番	馬	場	重	利	9番	山	本	留	義
10番	千	賀	武	由	11番	菊	池	広	志
12番	富	岡		修	13番	佐	々	木	隆
14番	野	呂	泰	喜	15番	岡	崎	健	吾
16番	鎌	田	ち	よ	子	17番	工	藤	孝
18番	横	垣	成	年	19番	富	岡	幸	夫
20番	斉	藤	孝	昭	21番	中	村	正	志
22番	浅	利	竹	二	郎	24番	半	田	義
26番	川	端	一	義	27番	山	崎	隆	一
28番	川	端	澄	男	29番	村	川	壽	司
30番	村	中	徹	也					

欠席議員（3人）

1番	川	下	八	十	美	23番	佐	々	木	肇
25番	菊	池	一	郎						

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	田	頭		肇
収入役	田	中		實		教育長	牧	野	正	藏
公営企業 管理業者	杉	山	重	一		代 監査委員	菊	池	十	四
総務部長	齋	藤		純		総務部 調整	佐	藤	忠	美
総務部 出納室長	西	堀	敏	夫		企画部長	阿	部		昇
企画部 理事	近	原	芳	栄		民生部長	佐	藤	吉	男
保健福祉 部長	佐	藤	節	雄		経済部長	佐	藤	純	一
建設部長	成	田		豊		建設部 理事	石	田	三	男
教育部長	新	谷	加	水		公企 業局長	小	川	照	久
監査委員 長	遠	藤	雪	夫		企 画部長	千	船	藤	四

企副企 画課 部長	奧	島	慎	一	企副財 政課 部長	鈴	木	克	郎
民副國課 生理年 保部長	河	野	健	二	保福次 社 健部長	鴨	澤	信	幸
經副農課 濟理畜 林畜部長	櫛	引	恒	久	選拳管 委務員理 事局局長	大	芦	清	重
農委事 員局 業會長	村	川	修	司	川庁舎所 内長	工	藤	昭	治
大庁舎所 畑長	伴		邦	雄	脇野所 庁舎所長	船	澤	桂	逸
總務課 部長	松	尾	秀	一	總務係 行政 部課長	吉	田		真
總務政 務課 部課係查	澁	田		剛					

事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫	次	長	高	田	文	明
總括主幹	工	藤	昌	志	總括主幹		柳	田		諭
庶務係長	金	澤	寿々子		庶務係查 主任主		濱	村	勝	義
調査係查 調主	石	田	隆	司	議事係事		井	戸	向	秀

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告をいたします。

本日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、けさほど市長から、今定例会に提出されております平成18年度むつ市一般会計特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1～日程第33 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第71号

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第71号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第72号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第72号 むつ市国民健康保険税条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第73号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第73号 むつ市地区計画等の案の作成手続に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第74号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第74号 むつ市下北自然の家条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、10番千賀武由議員。

（10番 千賀武由議員登壇）

○10番（千賀武由） 議案第74号のむつ市下北自然の家条例について伺いたいと思います。

これは、県の行政改革の一環として無償譲渡を受け、この平成20年4月1日より施行するわけでございますが、次の2点についてお聞かせを願

たい、そのように思うところでございます。

まず、むつ市よりここに配置される予定の職員体制は何名で、どのような配置となるのか、その点をお知らせ願いたいと思います。

次に、県が無償譲渡の際に示しました支援内容でございますが、譲渡前の施設の補修は完了したのでしょうか。そして、運営を順調に引き継ぐための県よりの2名の職員の3年間の派遣、管理運営に必要な経費1,000万円を上限に2008年度から3年間補助するという支援内容がございました。これは、実行されると理解してよいのか、その点についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま議案第74号につきましてお尋ねでございますが、この議案につきましては、ただいまの千賀議員初め斉藤議員あるいはまた山崎議員、それから横垣議員ということで4名の議員の皆様方がご質疑ということでございます。ただいま千賀議員からこれまでの経過のお話ございました。繰り返しになるかもしれませんが、これまでの経過を含めて若干お話し申し上げたいと、このように思っております。

ご存じのとおり、下北少年自然の家といえますのは、県の行財政改革の一環によりまして、来年、すなわち平成20年3月末をもって廃止するという事になったわけでございます。これに対しまして、むつ市議会を初めといたしまして地元県議会議員、青少年育成むつ市民会議、これはいろいろな協議会、あるいはまた老人クラブなどの連合会も含めて約30のそういう連合会のまとめであります市民会議でございます。さらには、小・中・高等学校を含めましたむつ市連合PTA、あるいはまたむつ地区スカウト協議会、さらにはむつ地区、川内、大畑、脇野沢地区を含めましたむつ市子ども会育成会連絡協議会など、まさに市民総ぐるみ

での県による運営継続運動を展開していただいたところでございました。

ご存じのとおり、結果的には県による運営は難しいということで、県の方針は変わりませんでしたがけれども、そのかわり、県の提案ではむつ市で引き受けてくれるのであれば、むつ市への無償譲渡に加えまして、施設補修費、県費負担職員の派遣配置、あるいはまた運営費を支援補助するということでありました。県立での存続要望はかないませんでしたけれども、昨年12月の市議会におきまして、むつ市が引き続き運営するという事で市長から行政報告を行ったところでございました。

これが今までの経過でございますけれども、自然の中での集団宿泊活動や体験活動を通して、生命をたっぴ、自然や環境を大切にする心や集団生活を通して、社会性や協調の精神を養うということは、子供の成長にとりましては欠かすことのできない極めて大切なことであろうと、このように思っているところでございます。そういうことで、学校教育、社会教育を担当する私ども教育委員会といたしましては、議会におきまして、このような考え方、結論に達していただきましたことに改めて議員各位並びに市民の皆様方に深甚なる敬意とともに感謝を申し上げたいと、このように思っているところでございます。

具体的な詳細につきましては、部長に答弁させることといたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 千賀議員の市からの職員体制について及び県が示した支援内容の確認についての2点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、職員体制のほうでございますけれども、具体的に職員配置にかかわります人事協議についてはこれからでございますので、あくまでも担当

する教育委員会としての希望として申し上げておきたいと思えます。

現在県の管理体制は、職員11名、臨時職員10名、計21名の体制で運営がなされております。21名というこういう人数を市のほうで配置するということは非常に現況難しいわけでございますけれども、私ども教育委員会といたしましては、できれば市職員4名配置で、他に研修担当の県の派遣職員2名、それに調理員等の臨時職員10名、計16名程度で運営する体制がとれればと考えております。

それから、県の支援内容の確認についてということでございますが、先ほど教育長より答弁がありましたように、施設の運営を市が引き継ぐということにつきましては、県の支援対策をひくくめまして、昨年12月22日のむつ市議会第190回定例会で前市長から行政報告がなされたところでございます。その後平成19年3月7日の第249回定例会県議会におきまして、越前議員の質問に答えて副知事から、読み上げますが、「むつ市が活用するための支援として施設の無償譲渡、平成19年度中に1億円の施設補修、平成20年度から社会教育主事2名の派遣と管理運営に必要な経費の2分の1の1,000万円の助成を3年間実施するという県の考え方を提示した。むつ市もこれを受け入れる旨の回答が12月27日付であった。1億円の補修について所要の経費を計上した」、このような答弁がなされたところでございます。

この約束に基づきまして、施設の補修工事は既に発注されておまして、3月21日までの工期で進められております。そういう状況でございますので、他の約束事項につきましても間違いなく履行されるものと考えてございます。

なお、工事の進捗状況についてですが、まだ全体で14.4%程度とお聞きいたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 教育長並びに教育部長にはご丁寧なご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。あの方もでございますので、私は将来の子供たちのために、また青少年の健全育成を図る意味でも、あそこは海あり、山あり、川ありの自然環境に恵まれている体験学習の最適の場だと思ってございますので、今後のご奮闘をよろしくお願いいたして質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

次に、20番齊藤孝昭議員。

（20番 齊藤孝昭議員登壇）

○20番（齊藤孝昭） 質疑ですから、簡単に答弁のほうもお願いします。委員会付託もありますので、長々とした答弁は必要ありません。

千賀議員と似ているのですけれども、下北自然の家の将来構想、今条例を新しくつくって、これから管理運営を進めていくと思いますが、下北自然の家のあり方についてどういうふうに思っているのか、お聞かせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） お答えいたします。

下北自然の家の将来構想ということでございます。本施設につきましては、改めて申し上げるまでもございませんが、私どもとしては県立での存続、こういうふうなことで要望してきたところでございますので、当面の目標といたしましては、これまでの子供たちを対象とした自然体験型の社会教育活動施設と、こういう機能をできるだけ維持していくということになるわけでございます。したがって、当面の運営方針といたしましては、これを基本として利用対象を少年だけに限定することなく、子供からお年寄りまで多世代で多目的な活用を図る社会教育施設として活用してい

くということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（斉藤孝昭） それで、運営に当たって、当市に与える財政への影響ということでちょっとお聞きしますが、財政負担が今まで、最初は県が1億円ですか、負担してくれるというふうな話がありますが、将来はむつ市が全額維持管理することになりますけれども、そのところの財政に与える影響についてどのように考えているのか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 新年度予算の審議の前ということでございますので、詳しいことは申し上げられませんが、私どもの積算では、先ほど千賀議員にお答えいたしましたように、職員4名配置と、私ども教育委員会で希望する4名配置ということでの計算でいきますと、その人件費を入れて、約8,500万円程度の費用がかかるであろうというふうに見積もってございます。現在県のほうで運営している経費は、約1億3,000万円程度というふうなことでございます。多少5,000万円弱節減するという形にはなるわけでございますけれども、この8,500万円程度という費用は、非常にむつ市にとって大きな負担になるということは明らかであると思います。

ただ、先ほど来教育長からも答弁がありましたように、これは市民こそって、議会も行政もすべてこそってこの施設は当地にとって必要であるということで存続を決断したというものでございますので、この財政負担はどうしても吸収していかなければいけないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、27番山崎隆一議員。

（27番 山崎隆一議員登壇）

○27番（山崎隆一） 議案第74号 むつ市下北自然の家条例についてお尋ねいたしたいと思います。

青森県立下北少年自然の家は、1980年4月にオープンしたと伺っております。平成16年12月24日に第4次青森県行政改革大綱により下北少年自然の家の廃止が決定され、2005年3月に青森県行政改革実施計画決定により廃止時期は平成20年3月末となったところであります。むつ市では、無償譲渡により平成20年4月1日開所する予定と伺っておりますので、何点かお伺いいたしたいと思います。なお、先ほど質疑された議員の方々と重複する点があるかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

まず1点目については、青森県からの無償譲渡にかかわる経過を簡単に説明願いたいと思います。

2点目は、組織体制について、先ほどお話しになりましたけれども、所長以下10名程度で運営されると伺っておりますが、その点についてももう一度お願いいたしたいと思います。

また、当面運営について、青森県の職員が指導すると伺っておりますが、詳しい内容についてもお知らせ願いたいと思います。

3点目は、運営費についてでありますけれども、先ほどの斉藤議員の質疑の中でお聞きいたしました。8,500万円程度、まだ新年度のヒアリング中と伺っておりますけれども、その辺について私もわかりましたから回答は要らないと、このように思っております。

4点目については、今いろんな施設について、指定管理者制度を導入しておりますが、今後も経費等節減のために指定管理者制度を導入する予定であるのか、その辺をお伺いいたしたいと思います。

5点目について、最後でありますけれども、む

つ市下北自然の家運営方針案については賛同いたしますが、今まで県で行ってきた方針案、重点事項は、内容を見ますと、今後むつ市においてもほとんど同じような内容であります。私としては、やはり市独自の変わった重点目標を立てて運営してほしいなど、このように思っているわけであります。

そこで、青森県で行政改革の一環として廃止する青森県立下北少年自然の家の運営については、私は不安でならないところであります。今後歳入がないに等しい運営について、将来荷物にならないのか心配でありますので、この点について市長の答弁をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 山崎議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、県からの譲渡の経緯ということでございますが、議員おっしゃられましたように、県のほうでは行政改革の一環で県内に3つあります少年自然の家のうち、下北少年自然の家のみ廃止ということで決定がなされ、平成19年度末での廃止ということになったわけでございます。旧大畑町に対しましては、私どもが合併する前に、平成16年ごろに県から説明があったようでございますが、むつ市に対しましては、平成17年7月11日に初めて市長への説明がなされております。これを受けまして、下北総合開発期成同盟会、市議会が相次いで県知事に対して県立での存続要望を行ってまいりました。その後、先ほど教育長からも話がありましたように、むつ地区スカウト協議会、むつ市子ども会育成会連絡協議会、むつ市連合PTA、青少年育成むつ市民会議等の市民団体も市長及び市議会に対して県立での存続を要望し、県に働きかけるよう要望するとともに、街頭署名活動に乗り出しまして、実に1万5,000名を越す署名を集

めて、これを県知事に手渡し、存続を強力にアピールしてくれたところでございます。

市民のこのような動きに呼応いたしまして、市議会及び下北総合開発期成同盟会及び県議会議員の皆さんが改めて存続要望し、県の再考を促したところでございますが、残念ながら県の廃止方針は変わらなかったということでございます。

しかしながら、下北地域では、このような市民団体の熱意あふれる独自活動、殊に1万5,000人を超える署名活動が県を揺り動かしまして、県は市に対して先ほど申し上げましたような無償譲渡、1億円のオーバーホール等、こういう支援対策を提示してきたということでございます。

市としましても、市民皆様の思いを重く受けとめまして、不本意ながら施設の経営を継承するというにしたいということが県からの譲渡に係る経緯でございます。

それから、運営体制でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、市のほうでは現在の県の人員ほどの配置はできないということで、所長以下市職員4名、これは場合によっては嘱託等も入れてということを考える必要があるかもしれませんが、一応市職員4名ということ。それから県から派遣していただく職員2名、このことについてもお尋ねがございましたが、研修を担当していただくと。今現在研修担当の社会教育主事、これ先生です。学校の先生が5名配置されております。この方たちが子供たちのいわゆる研修、キャンプ等、野外活動全般について面倒を見ているということでございます。この人たちと、それからいわゆる用務員の方、この人たちが一体となってさまざまな研修の活動をサポートしている。カヌーづくりとか、あるいは屋外の便所づくり、テント張り等、さまざまな活動を行っているということでございます。後ほど指定管理者の制度についてもお答え申し上げますが、こういうノ

ウハウがまず必要だということで、市のほうできちっとノウハウを取得するまで、2名の社会教育主事を3年間派遣していただくということになったところでございます。

それから、その指定管理者でございますけれども、これまでの市としての公共施設に対する考え方からいたしますと、指定管理者制度についてはぜひ将来的には導入していきたいというふうに私どもとしても考えております。しかしながら、この施設は貸し館ではございませんので、先ほど申し上げましたが、子供たちが自然体験学習や物づくり体験、宿泊研修、こういった総合学習の場でございます。子供たちの活動をサポートする人材、あるいはノウハウといったものが必要でございます。そのためには、社会教育主事のお手伝いをいただくということになるわけでございますけれども、派遣をしてもらう3年間の間に何とかこういうノウハウを取得して、独自運営ができるようにしていきたいと思っております。

この中で、指定管理者への委託の道も同時に探していきたいものと考えているところでございます。

それから、運営面でございます。歳入がないのに将来的に非常に不安でないかということでございます。先ほどお話しいたしましたように、市にとって大きな財政負担になることは間違いないわけでございますが、市民こそって機能の存続を希望した施設でございます。街頭署名を一応1万5,000人以上集めるという、そういう活動をして存続に至ったという経緯を考えますと、これ以上の民意はないわけございまして、私どもといたしましても、できるだけ経費の節減を図りながらも、この施設を市民の財産としてこれまで以上の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（山崎隆一） 最後ですけれども、確かに子供から老人までこういう施設を必要として、幾ら財政が厳しくても、やはり将来のためにやらなければならないというような大きな目的を持って、そういう施設を誘致したとすると、私はそう思っています。そういう中で、今答弁されましたけれども、内容等もいろいろと工夫しながら、ぜひとも多くの方々が利用して、できるだけこの施設が本当に県から譲り受けてよかったなと、そういう施設に生まれ変わることを私から最後をお願いを申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで山崎隆一議員の質疑を終わります。

次に、横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 今までの3議員の質疑と重複しておりますので、私は質疑を取り下げいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第75号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第75号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、22番浅利竹二郎議員。

（22番 浅利竹二郎議員登壇）

○22番（浅利竹二郎） 議案第75号 むつ市部設置
条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたし
ます。

広報広聴機能を企画部から総務部に移行する
ということの真意と、具体的にどのような部分を強
化するのかをお尋ねします。

次に、窓口業務の要点は、入りやすいこと、話
しかけやすいことに尽きると思います。それは、
どういうことかといいますと、笑顔でにっこりご
あいさつとよく言われることなのですけれども、
要するに職員のほうから先に声をかけるというよ
うなことが基本だと思います。そして、苦情なり
相談事があった場合、それをすぐできるものはす
ぐやる、できないものは、ではいつまでやります、
そういうはっきりした回答を与える。そして、そ
の途中経過を、今ここまでやっています、終わっ
たものは終わりましたということ市民に伝える
ということが大事だと思います。これは、市政と
市民の信頼関係の醸成というようなことにつな
がります、それが結果的に市民が市役所を信頼す
ると、相談すれば動いてくれるということのあ
かしである、それが基本だと思いますので、その
2点について、そういうことを意図した条例改正
なのか、そこら辺を含めてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 浅利議員にお答えをいた
します。

まず1点目の広報広聴課、広報広聴機能を企画
部から総務部に移行するという、その真意という
ふうなことのお尋ねかだと思います。現行では、
広報広聴課は企画部にあります。そして、秘書課は
総務部ということでございます。さらに、情報シ
ステム課も総務部ということございまして、私
市長に就任してから、やはりこの部分におきま
して、非常に意思の疎通、ただいま浅利議員お話し
のように、スピーディーさ、これをやはり求める

べくであるというふうな思いがいたしたところで
あります。

さらに、秘書課と、そして広報広聴というふう
な横の連絡も、やはりこれは緊密にとっていかな
ければいけないと。私、公約の大きな1つの柱と
して、「まちづくりの主演は市民」であるという
ことをお話をさせていただきました。これは、ひ
とえに市民の皆さんがどういうふうなお考えを持
っているのか、これ耳を澄ましてまず聞くことが
大事であるというふうなことで、私のもとにお
ります秘書課、そして広報広聴課という、この部を
やはり乗り越えた形が非常に必要であるという
ふうな思いをしたところであります。しかしなが
ら、私も民間人でございます。その部分におい
て、市役所、行政というものは非常に分掌、所掌
というのが規則でしっかりと決められておりま
す。その横の連絡をしっかりとするためには、やは
りこれは一本化して、市民の皆さんの声に耳を澄
ます必要があるというふうな思いで、改めて秘書
課と、そして広報広聴課を総務部に一体化してい
きたいと。そして、そこには将来的には秘書広聴
監というふうな報道もされましたけれども、そ
ういうふうな形で取りまとめをして、そして私に声
が届くように、そして私その声を各部調整の中で
連絡がスムーズにいくような形、体制をとってい
きたいと、このように思うところであります。

さらに、若干窓口業務のお話がございました。
浅利議員のお話のとおりでございます。やはりに
っこりと、そしてロビーに入ってきて、ちょっと
迷っている方にも声をかけられるような、そうい
う窓口にしていきたいと、こういうふうな思いで
ございます。つまり最少の経費で最大の効果とい
うことは、私常々お話をしておりますけれども、
最少の経費で最大のサービスを行うのが市の行政
のあり方であるという考えでございますので、そ
の意味からして、よりスピーディーな処理をして

いきたいというふうな思いでのこの部の設置条例の提案でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） 市長、ありがとうございます。

組織はつくりましたけれども、形骸化しないように、魂を入れた組織改編ということで期待しております。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、20番齊藤孝昭議員。

（20番 齊藤孝昭議員登壇）

○20番（齊藤孝昭） 議案第75号に質疑いたします。2点あります。

広報広聴機能が企画部から総務部へ移行することにより具体的に何がどのように変わるのか、まずお伺いします。

もう一点、広報広聴機能の強化ということですが、今後組織機構改革がますます進む可能性があるとは勝手に考えましたが、今回の機構改革はその改革の第1段階と考えていいのか、市長の所見をお伺いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の広報広聴機能が企画部から総務部へ移行するというのは、ただいま浅利議員にお話をしたとおりでございますけれども、より具体的にお話をさせていただきますれば、広報広聴課、今非常にかなりの市民からの相談事、また苦情もあります。その処理に非常に現在のスタッフの中で苦悩しております。さらに、広報紙、市政だより等のお知らせをする部分、その量も非常に膨大な量になっております。さらに、一方では情報システム課、これはインターネット、メール等々の扱いをしておりますその部分が今現

在総務部にあると。そして、私はやはりホームページを通じてむつ市の状況を全国に発信をしたいと、そういう思いがありまして、その部分も統一をしていかなければいけないだろうと、こういうふうな思いで広報広聴機能を企画部から総務部へ移していきたいと。それによってスピーディーに、そして情報も多くの情報をお伝えすることができるし、部の連携等もうまくいくだろうというふうな思いでございます。

今後の組織機構改革、この部分がありましたけれども、それらを踏まえて、今後組織機構改革等に皆様方のご意見を伺いながら取り組んでいきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第76号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第76号むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

この基金がこれを加えますと4億2,689万円という金額になるのでありますが、この基金の活用状況というのはどういう形になっているかというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） お答え申し上げます。

今現在議案になっております杉山氏からの寄附

金を入れますと、現在の基金総額はおっしゃられましたように4億2,689万5,846円となっているところでございます。

平成19年度の貸し付け状況でございますが、高校生、大学生合わせまして170人に5,640万円を貸し付けしてございます。継続が116人、新規が54人ということでございます。

返還状況、返還予定額でございますが、高校生が90人、大学生が230人、専門学生が33人、計353人ということで、6,418万1,500円の返還予定額となっております。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 4億幾らのお金があって、今話を聞くと5,640万円が活用されているということです。かなり余裕があるというふうに思うのです。もう少しやっぱりこの寄附の要望にこたえるような形で活用をするべきではないかなというふうに、ちょっと私今話を聞いて思ったのですが、もうこれ以上5,640万円、これ以上何かそれこそ教育、育成に使うような予定はないのかどうか。やっぱり4億円というお金があるわけですから、もっと有効に使う、そういう計画も立てるべきではないかとは思いますが、そこら辺のお考えをお聞かせ願えればなと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 説明の仕方がちょっとまづかったようでございますが、4億2,689万5,846円のうち大半が貸し付け中なのでございます。そういうことで、今現在貸し付けられる額が5,600万円程度ということで、基金の運営としては非常に苦しい状況になってきております。先ほどの返還額というのは、平成19年度に返還をいただく額ということで六千何がしということを申し上げました。これが全額入ってまいりますと貸し付けのほうに回せるということですので、この程

度しかないということです。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第77号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第77号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第78号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第78号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、10番千賀武由議員。

（10番 千賀武由議員登壇）

○10番（千賀武由） 議案第78号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例についてお伺いしたいと思います。

この条例は、むつ市第一川内保育所を平成20年の3月31日をもって廃止するものでございますが、この廃止は地域保護者の理解を十分に得たうえでの廃止であるのか、お伺いをしたいと思います。

それと次に、入所していた園児は、川内には2

つの民営施設があるようでございます。今後そこに入所になると思いますが、園児には施設が変わるわけでございますので、保育環境の変化が考えられます。これら入所する園児に影響することがないのかあるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

そしてまた、現在勤務しております保育士の今後の配属はどのようになるのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、地域保護者の理解は得たのかというふうなことでございます。第一川内保育所の廃止につきましては、今年3月から3回にわたり保護者説明会を開催させていただいております。川内地区の保育環境の現状といったもの、それから新むつ市保育再編計画の内容、そしてまたこれまで市が実施した民間移譲がございますけれども、その内容等、保護者が疑問に思っている部分、これについて質問等のあった事項について説明をさせていただきました。

この際に、特に保護者の方から異論ということはありませんでした。また、市政だよりと市のホームページを通じまして、8月27日から9月21日までパブリックコメントを実施いたしました。これについても特にご意見等はございませんでした。これらのことから、廃止については保護者等のご理解をいただいているものと認識いたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、施設が変わり、環境の変化から園児に影響はないかとのことでございます。私どもにとりましても、最も心配することでありまして、影響がないと言えないのが現状であります。影響が最も少ない方法を探るのも我々の仕事というふうに認識いたしております。

子供たちへの影響を最小限に抑えるため、当初

4月から入園を希望する保育園等の体験入園を何回か行い、環境へなれさせるとの考えもありましたが、保護者と保育士を交えた協議の中で、逆に子供にストレスを感じさせ、逆効果になるとの意見もあったことから、最終的に4月からの通園の前に、親子で体験入園を1回行い、子供たちに、これからここに通園することを理解させるという方法をとることで意見の集約を図っておりますことをご報告申し上げておきたいと思います。

次に、保育士の今後の配置の件につきましてでございますけれども、現在第一川内保育所に勤務する保育士は3名でございます。このうち1名については、今年度で定年退職となる予定でございます。残りの2名については、他の市立の保育所への異動ということになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 1番目の件については、理解いたしました。

また、園児の影響の関係についても、これは理解いたしました。とにかく園児に影響を与えないで、健やかに育つようよろしくお願いしたいと思いますし、保育士2名がほかのほうへ異動することによって安心いたしました。自分が持っています資格、経験を十分にこれからも仕事に生かして頑張ってもらいたいと思うところでございます。本当にご回答ありがとうございました。質疑を終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

次に、17番工藤孝夫議員。

（17番 工藤孝夫議員登壇）

○17番（工藤孝夫） 3点ほど通告しておりましたけれども、ただいまの答弁で2点ほどは重複いたしましたので、残る3点目、それからもう一点の2点についてお尋ねいたします。

この問題は、昨年9月定例会の一般質問でもただした問題ですけれども、合併協定書では、合併5年以内に各地域の保育料を統一するということになっておりますけれども、高く設定されるのかどうか、こういう検討状況も含めてご答弁をお願いいたします。

それから、もう一つは、廃止後の保育施設はどのようなになるのか、その点もご答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。保育料の件につきましてお答えいたします。

まず、合併協議の中で5年以内に保育料を統一するという考えを示させていただきました。現在庁内に保育料の統一の検討委員会を設けまして鋭意作業中でございます。したがって、合併協定書に付されました5年以内の統一ということに向けて鋭意努力しているということをご理解を賜りたいと思います。

それから、もう一点、跡利用の関係でございますけれども、これは現在保健福祉部としては特に案を持っているわけではございませんけれども、他の部署での活用が可能かも含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 1点だけお願いします。

保育士2名は別の市立の保育所に行くということですが、川内の方だとは思っているので、できれば、例えば大畑とかそういう遠くのほうに行かないような形での配慮ができないものかどうか、なるべく近くということで検討してもらえないものかどうか、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

人事配置の関係につきましては、総務部の所管となりますけれども、できるだけ職員の負担にならない方法ですべての配置状況を調整したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第79号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

この指定管理者になる予定がむつ商工会議所ということですが、このむつ商工会議所の役員の一覧を見ますと、むつ市の教育行政に関係する方も役員になっているということで、そこを今後是正する考えがないかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、指定管理者制度について若干お話ししたいと思います。指定管理者による公の施設の管理につきましては、地方公共団体にかわって行うものでありまして、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つものではございません。いわゆる請負には該当しないと言われております。したがって、地方自治法上の兼業禁止の規定には適用されませんので、地方自治法上は長や議員本人、あるいは親族の経営する会社が指定管理者になることも排除されないこととなります。

今回議案が可決されますと、むつ早掛レイクサイドヒルキャンプ場を管理することになりますむつ商工会議所の定款を見ますと、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない、あるいは特定の政党のために利用しないと、こういうものがうたわれております。したがって、その公平性、政治的中立性が確保された団体と理解いたしております。

なお、むつ商工会議所の役員の是正につきましては、私から申し上げる立場にありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） この指定管理者を選ぶ段階で審査会みたいなのを開いているとは思いますが、やはりそこで例えば意見を付すとか、そういうのは可能だとは思いますが、それで、今政治家とそれに関係するいろんな団体との癒着というのがいろいろ世間を騒がせておりますので、やはりそういうのがなるべく排除されるような形で行政とさまざまな団体が関係を築くというのがこれから健全な社会を築くうえで大切なことではないかなと思いますので、ぜひそこを、そういう審査会なんかでも、意見を付すというふうな考え方

がないものかどうか、そこら辺も再度お聞きいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

むつ商工会議所の役員名簿、議員もお持ちでしょうけれども、33名の方が役員に連ねております。そのうち先ほど申し上げました方は1名で、33名のうち1名でございます。影響力は極めて私は少ないと思っています。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 今総務部長は、33名のうち1名と言いますが、私はそれなりの影響力はある方だと思いますので、ぜひ是正を要望して質疑を終わります。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第80号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外4施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、20番 齊藤孝昭議員。

（20番 齊藤孝昭議員登壇）

○20番（齊藤孝昭） 議案第80号に対して、質疑を1点だけさせていただきます。

先ほどの横垣議員に対する総務部長の答弁その

ままで構わないとは思いますが、改めて管理を受けるこの団体の長が当議会の議員であることによって、行政または市民に対する影響力、どのように考えているのかお答え願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほどの議案第79号のところで横垣議員のお尋ねにお答えしたところでございますけれども、若干お話ししたいと思います。

この川内町商工会は、ことしの5月31日川内町商工会と脇野沢商工会の合併に伴う役員の改選が行われまして、その日に会長に就任されたと伺っております。この商工会も先ほど申し上げましたむつ商工会議所と同様に定款がございまして、営利を目的とした団体でないことは明らかでございます。その判断のもとに指定管理者を選定いたしました。

次に、議員であることによる影響力についてのお尋ねがございました。この議案につきましては、当該関係議員を除外した議決にもなりますし、予算につきましても、議員の皆様様の公平な議事運営と議決権の行使により、その議員たる地位を自己の営業の利益のために利用することはできないものと理解いたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齋藤孝昭） 今の総務部長の答弁は、段取りどおりでそのままだと思いますが、ただ、今の話を聞いて市長はどう思いますか、お答え願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまの総務部長の答弁に尽きるわけがございまして、商工会議所は一党一派に偏らずというふうな定款にもありますし、また今この議場の中からも除外をされているというふうな状況ですし、また請負でもないというふうなことを総合的に勘案いたしまして、このよう

な形で提案させていただいた次第でございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これで齋藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 前議員と同様の質疑内容でしたので、私は質疑を割愛させていただきます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第81号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市マリンハウス脇野沢外1施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。27番山崎隆一議員。

（27番 山崎隆一議員登壇）

○27番（山崎隆一） 議案第81号 指定管理者の指定について質疑いたしたいと思います。

まず1点目の議案第79号、議案第80号、議案第82号の3議案がそれぞれ債務負担行為が見込まれておりますのに、議案第81号のむつ市マリンハウス脇野沢外1施設の予算措置がないのはどうなのかということをもっとお伺いしたいと思います。

2点目は、指定管理者制度は3年の契約である中で修理費が大小あります。必要になった場合の対応について、どのような対応をするのかお伺いしたいと思います。

参考までにマリnhaus脇野沢は、平成5年に建設されておりまして、今現在私が見る中で、雨漏りをしてバケツを3つぐらい下のほうに置いておる現状であります。脇野沢流通センターは、ことし屋根の修理をさせていただきまして、このことについては、当時私が建設した本人でありますから、修理をしていただきましたことを改めてこの場からお礼申し上げたいと思います。

3点目は、もし指定管理を今した中で指定管理者が、食堂と売店が今あるわけでありませけれども、その売上金、食堂の場合は月の売上金に対して0.35%、それにまた0.285%を掛けてむつ市のほうに払っているかと思ひます。また、売店のほうは若干それより率が低いわけでありませけれども、いずれにしてもこのパーセントが条例でなされているはずなのです。そのことを踏まえて、もし指定管理者がこのパーセンテージを上げるとするならば、管理者としてできるのかどうか、その辺のことをお願い申し上げたいと思ひます。

以上です。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 山崎議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目のお尋ねは、2施設の債務負担がほかの指定管理施設と違っていないのはどのようなことであるのかというふうなことでございませますが、この2施設の指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費から利用料金収入額を差し引いた額を市が毎年度の予算の中で支払うというふうなことになってございませます。このマリnhaus脇野沢と脇野沢流通センターの平成18年度の両施設の収支を参考といたしますと、その結果、9,000円ばかりですが、収入が経費を上回るとの見通しのもとに指定管理料をゼロ円といたしてございませます。そのために債務負担行為として追加しないものでございませます。

それから、2番目の今後の施設の維持管理というふうなことでございませます。先ほど山崎議員ご説明して下さったように、今回決算のほうでご審議願うわけですが、脇野沢流通センターの屋根の改修工事につきましては、平成18年度404万2,500円で改修してございませます。また、マリnhaus脇野沢につきましても、機械設備の改修工事のほうに435万円余、さらに建具等の改修工事についても94万円弱と指定管理者制度に向けまして、年次的に、計画的に改修を進めてございませます。今後も議員おっしゃいますとおり、まだ不備な点、直さなければいけない点がございませますので、財政当局にご協議申し上げながら、順次整備してまいりたいと思ひてございませます。

それから、3番目の指定管理料の問題でございませますが、この件につきましては、6月定例会に皆様にご審議をいただいてございませまして、そのむつ市マリnhaus脇野沢条例によりませると、第16条の利用料金のところで、利用料金は使用料の額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けてというふうな文言がございませます。ですので、山崎議員先ほどおっしゃった中の範囲内ということになりますので、議会の承認を得た使用料の額を超えてまで指定管理者にその裁量をお願いしているわけではございませないということで、私どもはあくまでも皆さんにご審議願うてご採択いただいた条例の使用料の範囲内で下げる場合には市長と協議願うというふうにご理解してございませますので、そのようにご理解願うたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（山崎隆一） 実は私が建てた施設が大変老朽化して経費がかかるというような状況になっていることは、大変申しわけない気持ちでいっぱいあります。しかし、地元ではそれなりの販売ルート、漁協でもって直販している施設でありますので、その辺をひとつご理解をいただきまして、

財政的に大変厳しい中でも、今部長が言ったように、1年ずつ改修されておりますけれども、その辺をひとつご理解をさせていただいて、どうかこの施設が市民のためにますます利用されることを私からお願い申し上げたいと、このように思っております。

当時は年間7,000万円ほどの売り上げがあったのですけれども、今現在は恐らくは二、三千万円しかないのではないかなと。指定管理されると、さらにまた自分たちで努力しなければならないというような気持ちになって、漁協のほうも一生懸命やると思います。私も地元の議員として、さらに漁協のほうともいろいろ話し合いをして、できるだけ自分たちでもって収入を上げて、そして自分たちでその修理費を幾らかでもかけてやるという方法に持っていきたいなと、このように思っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（村中徹也） これで山崎隆一議員の質疑を終わります。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第82号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 議案第82号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ運動公園外3施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

3番高田正俊議員を指名いたします。

○議長（村中徹也） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、20番齊藤孝昭議員。

（20番 齊藤孝昭議員登壇）

○20番（齊藤孝昭） 議案第80号と同じ内容なのですけれども、この管理を受ける団体の副会長が当議会の議員であります。今議長の発言もあつたつとあり、除斥対象になりまして、会議録署名議員追加指名するということの事態も当然これからも出てくると思います。影響力等については、先ほど総務部長または市長から答弁いただいたので、質疑はしませんが、選定委員会で、今私が言っているようなことが話題になったのかどうかだけお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

議員おっしゃるように、話題にはなりました。しかしながら、このむつ市陸上競技協会、ある意味ではボランティア的な活動をしてございますので、役員の中には議員の方が入っておりますけれども、影響ないということでの判断がございました。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 1点だけお願いします。

齊藤孝昭議員と大体同じような中身であります。今回指定管理者に指定する団体がむつ市陸上競技協会ということで、ちょっと私はほとんどこの役員体制がわからないのでありますが、この役員体制というのはどういうふうな形になっているか。先ほどの説明だとボランティア組織みたいな

というふうな説明がありましたが、どういう体制になっているのかというのをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

まず、むつ市陸上競技協会がどういうものを、どういう事業を行っているのか、若干お話ししたいと思います。まず、これも規約の中にうたわれておまして、陸上競技会を開催し、またはその後援を行う、あるいは陸上競技の講習会、記録会の開催、こういうことが規約の中にうたわれております。役員につきましては、陸上競技の選手として活躍した方、またスポーツ振興に尽力されたOBの方々がその役員になっていると伺っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 今の役員の説明は、さっぱりちょっとイメージがわからないのであります。もし具体的な名前と言うのがぐあいが悪いのでしたら、後でもよろしいので、その体制をお知らせ願えればと思うのですが。

先ほどボランティア組織というふうな形で言ったので、ちょっと補正予算のほうにも話を言及いたしますが、1億5,000万円ですか、3年間で、そういう金額をぼんと引き受けてもらうというふうな、かなり大きい金額ですので、ただボランティア組織にそういう1億5,000万円、3年間ですけども、そういう金額をやるということ自体が、受け入れる体制がどのくらいできているのか。当然その金額が大きいものですから、きちとした会計処理をする方、そういう方がいないと管理できるお金ではないなというふうに思いまして、その体制のところもお聞きしたいと思います。まず役員の体制、しっかりとしたものを、もし後で文書でもよろしいので、教えてもらえればと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ボランティア組織に対しての何か曲がった解釈が若干あるような私感触を受けたわけでございます。むつ市陸上競技協会、非常にその意味からしては、これまでの活動、それからむつ市に対して、そしてまた陸上競技のみならずスポーツ振興のために非常にご尽力をいただいているという、まずご認識を持っていただきたいと思います。ボランティアだからというのは、あくまでもその活動に対してのボランティアでありまして、その内部体制はしっかりしているというふうな認識のもとで選定委員会で決定をしたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

申請の中で名簿も出てまいっておりますので、後日コピーしてお上げしたいと思います。議長のお許しをいただきながら。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第83号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 議案第83号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第84号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 議案第84号
市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
建設常任委員会に付託いたします。

議案第85号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第85号
むつ市監査委員に選任する者につき同意を求める
ことについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております
議案第85号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第85号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第85号はこれに同意することに決定い
たしました。

議案第86号

○議長（村中徹也） 次は、日程第16 議案第86号
むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意
を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議案第86号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第86号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第86号はこれに同意することに決定い
たしました。

議案第87号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 議案第87号
むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する
者につき同意を求めることについてを議題といた
します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております
議案第87号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第87号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませ
ん

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号はこれに同意することに決定いたしました。

議案第88号

○議長(村中徹也) 次は、日程第18 議案第88号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号

○議長(村中徹也) 次は、日程第19 議案第89号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第89号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号

○議長(村中徹也) 次は、日程第20 議案第90号 平成19年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、20番 齊藤孝昭議員。

(20番 齊藤孝昭議員登壇)

○20番(齊藤孝昭) 議案第90号について、1点質疑させていただきます。

シラインの補助金についてでありますけれども、これは当初離島航路を維持管理するために県に補助願いをしたところ断られて、どうにもならなくなって、むつ市と佐井村と分担して補助することになったと認識していますけれども、今後も毎年このような形で補助することになるのか。また、このシライン株式会社ですけれども、経営のほうに市の理事者、具体的に言うと、副市長と企画部長がかかわっていますが、そんな現状でこうやっている補助をする大義についてお知らせ願いたいと思います。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長（宮下順一郎） シェアラインにつきましてはお尋ねでございますけれども、毎年これからこのような形になっていくのかという、まず1点目でございます。これは、今後のやはり推移を見守っていかねば、またその時々予算を計上していかねばいけないし、そういうふうな対応をとっていかねば、その場でまた議会に諮りまして、議決をいただかねばいけない場面が出てくるものだと、このような認識をしております。しかしながら、これは離島航路ということで、今齊藤議員のお話のとおりでございます、基本的には合併前から地域住民の方々が、これは生活航路であるというふうな非常に強い要望を受けてこの形になっているところであります。私も先般国土交通省に要望活動の際にも、これは強くお願いをしてきたところであります。生活航路であるというふうな認識を持っていただきたいと。国のほうでもその意識はお持ちでございました。

今後このスキームの中で、今現在県からその形での補助が出ておりませんが、今年度は、今平成19年度補正予算の問題ですので、出ておりません。しかしながら、国の立場とすれば、国と関係自治体が協調補助というふうな表現をしておりますので、関係自治体というのは、これは県も入るわけでございますので、私としては県もこれに対しましてのスキームの中に入ってくださいよう常日ごろお願いをしているところでありますので、その点でご理解をさせていただきたいなど、こう思います。

その余につきましては、担当から答弁をさせます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの市長答弁に一部補足という形でお答えを申し上げます。

ほとんど1点目、2点目、ともに市長の発言に尽きたかと思っております。私から、あえて特に言及す

るものではございませんけれども、2点目の部分で、市の理事者が経営にかかわっている現状で補助する大義と、それについてのお尋ねでございますが、先ほど市長が申しましたとおり、生活航路としての住民の足、これを初め生活物資の輸送を安定的に確保するという重要な使命があるかと思っております。それらにかんがみまして、従来から議員ご承知かと思っておりますが、資本参加のほか、地元自治体の理事者と関係者が経営参加をし、いわゆる人的支援という形でこれをなされてきたものでございまして、1点目に述べた、また市長の答弁にもありますように、今般それに加わる形で具体的に佐井村と共同で補助金を支援すべく交付するというものであります。今後につきましては、先ほどの市長の答弁のとおり、県も含めてスキームに入れて協議調整を図っていくということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） よくわかりました。

それで、補助金出す場合なのですけれども、経営状況を当然行政のほうで確認するわけですが、経営状況がどういうふうになっているのかというのを見せてもらいたいというのも含めて、そこに副市長または企画部長がわざわざ行っているんな仕事をしなければならぬということが果たして必要なかどうかという話をそろそろしてもいいのではないかとこのように私は思っていますが、そのところはどうかのでしょうか。わざわざ副市長、企画部長でないにだめだというふうなことがあるのでしょうか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（田頭 肇） お答えいたします。

今の役員になっている経緯でございますが、これは離島航路整備法に基づいての離島航路の指定を受けまして、これがまたその指定を受けるため

には、県の離島航路としての推薦の決定というものを、推薦を上げるということも必要でございます。そういう中で、国が入って青森県離島航路連絡協議会というのを設けております。東北運輸局海事振興部が座長格でございますが、これと、それから青森の支局、そして青森県は企画政策部でございます。あとは、むつ市長と。こうすることで、佐井村を含めての連絡協議会を設置いたしております。

ことしの8月に平成19年度の連絡協議会をやっておりますが、その中でシラインの平成18年度の赤字が発生したと。これについては、こういう経営体質では補助対象、補助金の交付はできませんというような国の指摘がなされまして、それについては私どもは今この平成19年度の補正予算で対応すると。また、平成20年度については、県を枠組みに入れて離島航路連絡協議会システムにのっとった対応を整えて、これからも支援体制、円滑な航路運行を心がけてまいりますと、こういうことで会議を終えております。

斉藤議員おっしゃるとおり、これからということでは、何カ月かに1遍ということで役員会があります。私どもは、こういう経過として役員にむつ市長が入っているわけですが、それはとりもなおさずそういう支援をするということですので、経営体質、市の負担が伴わないような事業者においての経営ができれば、これにこしたことがないわけですから、この経営の安定ということについて、側面からきちっと監視するということが、その収支をきちんと見きわめていくということですが、その時期、時期において必要であろうと思います。それが平成17年10月に分社化したばかりでございますので、むつ湾フェリーとシラインということで、それぞれ分かれた新会社でございます。当面はそういう経営体質について、私がむつ市長と申しましたのは、下北汽船のときから役員、

そして株主になっているということで、今は副市長でございますが、そういう経緯がございます。そういう経営体制についての当分のチェックは必要ではなかろうかと。そして、我々行政に携わる者のそういう中での負担の割合ということでは、それほど過重ということでもなかろうかと思いません。定期的な役員会に出席して、そしてその時々を経営内容等の報告を受け円滑な運営に資するようなチェックをしていくという役割を今担っているということでご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（斉藤孝昭） 言いたいのは、中に入っているんなことをするとうまくいくのか、それとも外部の立場でそこをチェックしたらうまくいくのかということなのです。わざわざ中に入ってまでやる必要は私はないと思います。外部からのチェックのほうがもっとうまくできると思います。そのところをどう思いますか、市長。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 斉藤議員、ただいまお話があったように、さまざまな考え方があろうかと思えます。外部からチェックをするというふうな形のまたお考えもありますし、中に入ってからチェックというふうな考え方もあろうかと思えます。今現在シラインは、まだ緒についたばかりでございます、分社化されて。そして、今また補正予算の中で多額の金額を補助するという形でご提案をさせていただいている中で、やはり私はまだしっかりと中に入りまして、そして県、国というふうな状況の中で、そのスキームの中でしっかりと支援体制をとっていかねばいけないし、そしてチェックをしていく立場をとらせていただきたいと、このように思います。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、17番工藤孝夫議員。

(17番 工藤孝夫議員登壇)

○17番(工藤孝夫) 一般会計補正予算の歳出にかかわって1点お聞きいたします。

分収造林売払収益分収金についてお尋ねいたします。1,864万5,000円が分収金として計上されておりますけれども、この地区別の件数と、分収のいわゆる官と民との収益の割合についてお尋ねいたします。

○議長(村中徹也) 経済部長。

○経済部長(佐藤純一) 分収造林売払収益分収金の詳細についてのお尋ねにお答え申し上げます。

この分収造林売払収益分収金は、国との分収契約に基づいて国有林野に造林した箇所の立木が売り払いとなったことから、国2、市1、部分林組合7の分収割合によって、各部分林組合等へ支払いをするものでございます。今回歳出予算に提案いたしましたものは、8月1日から11月7日の間に森林管理署より売り払いの通知があった契約期間到達による皆伐、全部切ってしまうやつですが、皆伐7件、それから工事等の支障木1件、畑沢火山砂防工事に係る伐採補償1件の合計9件のうち、学校林のほか地域の部分林組合が介在していない5件を除いた4件について、それぞれの部分林組合に対して支払いをするもので、畑部分林組合第1次、また畑部分林組合第2次、石倉部分林組合、銀杏木第1部分林組合が対象になり、売り払い補償総額2,676万4,500円から分収対象外立木を含む国の取り分545万6,105円、市の266万3,550円を除きました、ここに書いております1,864万4,845円が部分林組合への支払い総額となります。

以上でございます。

○議長(村中徹也) これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 5点ほどお尋ねさせていただきます。

まず、第1点目であります、運動公園等の指定管理料ということで1億5,897万円を計上しております。この積算根拠をお知らせ願いたいと思います。

そして、次に地域総合整備資金という文言が出てきてまいりまして、それが収入として入っているということでありますが、むつ市内でこの地域総合整備資金をほかに利用しているところほどのくらいあるのかというのをお知らせ願いたいと思います。

3点目、退職手当債ということで3億3,600万円収入として見ておるのですが、この退職手当債というのは、最近許可された、そういう起債だというふうに私は認識しておりますが、これを借りるに当たってかなり要件が厳しいというふうなことを私は聞いておりますので、どういう要件を国のほうに出してこういう退職手当債の許可を得たのかというのをお聞きしたいと思います。

次に、電源立地地域対策交付金返還金が支出のほうで計上されております。電源立地地域対策交付金返還金715万円というふうにあるのですが、この返還金の中身であります。たしか11月10日前後の新聞で報道された釜臥山スキー場のレストハウスが六千何万円かで建設したけれども、それが過大計上だったとかというふうな報道のとおりのものかどうか、そしてそれに対して過大請求の680万円ですか、ここでは715万円と計上されておりますが、それに対する手当てということで理解しての前提で話しますが、もしそうであるならば、この金額はどこが責任を負って返還するのか。例えば業者のほうで間違っただけでこういう建物だからこのくらい、六千何万円のお金が必要だというふうな請求が来て、それを市が認めて支払ったのであ

れば、業者のほうが過大に請求したということで、業者のほうが負担して、その715万円を返すのが当たり前なのではないかなと。この中身だと、単純に市がもう負担して返すというふうな形で私はちょっと理解せざるを得ないのでありますが、そのところもお聞かせ願いたいと思います。

そして、こういう過大請求ですか、こういうのを防ぐ体制として、今後どういう防止策を考えているのかというのをお聞きしたいと思います。

あと最後であります、下北医療センターむつ総合病院の負担金3億5,000万円計上されていて、その理由としては電源立地地域対策交付金が入らなくなってきたということですが、この平成19年度の電源立地地域対策交付金が入らなくなった総額は、この3億5,000万円ということでもいいのかどうか、以上確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 横垣議員のお尋ねのうち、運動公園などの指定管理料の算出根拠ということについてお答えを申し上げたいと思います。

1年間の指定管理料が5,299万円、これの3年間ということで1億5,897万円というふうになってございます。この5,299万円の内訳でございますが、人件費が4,463万4,000円、これは現在の直営状況でのスタッフの数ということで、正職員6人、通年の臨時職員が5人、それから季節雇用の臨時職員が10人ということで、冬期間は21人、夏期、冬期を除く期間11人という運営体制での人件費でございます。そのほかの管理経費、需用費、委託料、その他ということになりますが、これらにつきましては、過去3年間の実績額の平均ということで3,866万2,000円として見積もってございます。合計いたしまして、管理経費が8,329万6,000円でございます。これに対しまして、施設の利用料金収入、これは運動公園、体育館、スキ

ー場、それから野外活動施設、あとは公衆電話料ということでございますが、これらについては、過去8年間の実績額の平均ということで見積もってございます。3,028万5,000円ということで、ただしこのスキー場につきましては、平成18年度が暖冬少雪で、参考になりませんでしたので、この平成18年度分は除いて7年間の平均ということでございます。管理経費から、この利用料金収入を除きました額が5,299万円ということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 電源立地地域対策交付金の返還金の部分について、私からお答えいたします。

予算上は715万円となっておりますけれども、レストハウスにかかるものについては682万5,000円でございます。この内容について、私からお話ししたいと思います。

この事業は、平成18年度に東北経済産業局から電源立地地域対策交付金の交付を受けて釜臥山スキー場整備事業として実施したものでございます。この事業のうちレストハウス建設工事の設計段階におきまして、設計委託業者が鉄骨工事の集積費、いわゆる材料の保管やこん包、車両の積み込みや積みおろしなどの費用であります。この積算において、一式として計上すべきところを単価積算いたしまして、レストハウスの坪面積を掛けたがために過大な見積もりとなったものでございます。当市におきましては、この設計書に係る成果品の検査を実施いたしましたが、発見できなかったものでございます。

今回の会計検査員の指摘を受けまして、委託業者に対する監督強化等の再発防止策を講ずるとともに、市の検査職員、あるいは工事検査監につきましては、市長からその責任、原因究明と再発防

止に努めるよう喚起を促したところであります。

この返還金につきましては、業者への損害賠償請求も含めて検討しておりますが、当該業者からは、このたびの会計検査員のご指摘を受けまして、自主納付を含めて善処したいとの申し出がありますので、さらに協議を深めまして、対処いたしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 地域総合整備資金を利用している事業所は他にあるのかとのお尋ねであります。今回償還が終了した事業所がございましたので、現時点では4事業所ということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、次に電源立地地域対策交付金の平成19年度における収入減の総額はというお尋ねでございますが、電源立地地域対策交付金の収入減にかかわるものは、正確には3億5,275万6,000円となります。内訳といたしましては、ご承知のことだと思いますが、中間貯蔵施設の電源立地促進対策交付金、これが1億4,000万円の減、それと大間原子力発電所の着工のおくれによります原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の交付金が2億1,275万6,000円の減となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 退職手当債についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、退職手当債の許可条件についてですが、団塊世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるための10年間の特例措置として定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の発行が拡充されました。条件として、平年度ベースを上回る退職手当がある団体で、定員、人件費適正化計画を定め、総人件費の削減

に取り組む団体、発行額は平年度ベースの標準退職手当額を上回る額の範囲内です。本市の退職手当債の発行可能額については、今年度の退職手当額8億4,900万円が、いわゆる平年度ベースの標準退職手当額であります2億9,290万円を超える部分、5億5,610万円が発行可能額となります。

本年度の退職手当債に係る県との協議におきましては、5億5,610万円の発行可能額に対しまして4億2,000万円を発行することで内諾を得ているものであります。

以上のとおりです。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 電源立地地域対策交付金の釜臥山スキー場のレストハウス問題の返還金ですが、今の答弁を聞くと、ちょっとはっきりわからないところが、やっぱり責任が業者にあるという、賠償請求するということも考えているみたいですから、やっぱり責任は業者にあるという認識でいいのかというのをちょっとはっきりお聞きしたいと思っております。新聞の報道だと、総務部工事検査監がチェックすることになっているのが今回見過ごしてしまったというふうに書いていて、どっちが、そもそも本来の責任があるのかというのをちょっとはっきり答弁していただきたいと思っております。

そして、682万5,000円ですか、これについては業者のほうも善処すると言っておりますが、その解決時期というのはいつごろになるのか。例えば裁判とかになれば、10年単位で決まる内容もありますから。ということは、今回支出する715万円は、むつ市がとりあえず全部負担して出すというふうな中身で、後々業者と折り合いがつかない業者のほうにそれなりの負担をしてもらうということで理解していいのかということですね。

そして、次であります。この退職手当債のと

ところで、人件費削減というふうな要件は、そういう表現だけにとどまっていたのですが、別のほうの団体だと、何か退職手当制度の見直し、住居手当の見直し、初任給基準の見直し、勤務時間及び休息時間の見直しとか、かなり厳しく見直しをして、この退職手当債を許可してもらっている団体があるのですが、ここでの人件費削減というのはどういう中身なのかというのちょっとお聞かせ願えればと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 電源立地地域対策交付金の過大積算に伴う件でございますけれども、これは過大積算もありましたし、また資源エネルギー庁の過小交付及び過大交付ということでのトータルとしての715万円と、こういうふうにご理解をさせていただきたいと思います。

どちらが責任あるのかというふうなお尋ねでございますけれども、この場面で、この時点で過失割合等々をお話することは、私は差し控えるべきであると。ただ、しかしながら、先ほど答弁をいたしましたとおり、こちらにもチェックが行き届かなかった部分があるということは私は強く今後このようなことのないようにということで担当部を注意しておきました。今現在協議中でありますので、その結果は後ほど議会のほうにご報告ができるものと、このように思います。できるだけ私たちは頑張っているというふうなところでとどめておきます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 退職手当債の発行条件の中で、いわゆる定員管理、給与適正化計画による削減効果額がなければ発行条件には値しないということになります。その削減効果につきましては、職員数の状況において、いわゆる平成19年度、

今年度の職員数593名、平成20年度職員数の予定580名で、13名減少いたします。今年度の平均給与が1人当たり719万5,000円となっております。これに13名分、そしてこの10年分として9億3,535万円の削減効果が出ることとなります。ですから、こういう条件があって退職手当債が発行の許可がおりるというふうなことになります。

以上のとおりです。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 最後1点、先ほどの釜臥山スキー場のレストハウスの件であります。市のほうでも一定の責任があるというふうな形の答弁がありました。今後の防止策ということで、先ほど市長は注意というふうな形でありましたが、それだけで防げるものかどうか。もう少し何かしないと、こういう形のものがまた起こり得るのではないかなというふうに思いますので、そこのご所見をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、一定の責任があるとは申しておりません。一定の責任があるとしたら場で申し上げますと、これからの協議、なかなか財政負担も伴ってきますので、基本的には私は業者のほうに責任があるというふうなもので今協議を進めているということのお話をさせていただいたわけでございます。ですから、その部分には踏み込んだ話は今の段階ではできませんし、協議を進めていると、一定の責任がむつ市にあるというふうなことでは私はとらえておりません。しかしながら、そのチェックの部分でやはり欠如していた部分については、担当部をしっかりと再発防止のために細かいところまで目を配り、そして積算をしていくようにというふうなことは厳命をしておきましたので、再発防止に努めていきたいと、このように思います。ご理解をいただきます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時21分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号

○議長(村中徹也) 次は、日程第21 議案第91号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 1点だけお願いします。

特定健診・特定保健という聞きなれない表現があるので、この内容を簡単に説明してもらえればと思います。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) 特定健診・特定保健指導についてのお尋ねにお答えいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律、平成18年6月の老人保健法の改正によりまして、平成20年度から医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられたところがございます。対象は40歳から74歳までの医療保険の被保険者でございます。脳卒中、心筋梗塞、慢性腎不全等の原因となる主要な生活習慣病と言われる糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満症は内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)という共通の原因を持つことが科学的に明らかになったことにより、この改善に取り組むことで病気の発症や進行を防ぐということを目的としたものでございます。生活習慣を改善し、生活習慣病の発症や進行を防ぐということを目的としているので、基本的に特定健診は特定保健指導が必要な方を選定することを主たる目的として実施するものであり、特定保健指導により効果をもたらすことが重要となっております。

特定健診等は、保険者の実施義務であり、国で示した目標値の達成状況により後期高齢者医療支援金国保負担分につきプラス・マイナス10%の加算、減算の措置が、実施計画5年間の終了後の平成25年度から加算、減算の措置を受けることとなっております。むつ市の取り組み状況、準備状況でございますが、特定健診とは、各保険者が5年を1期とした実施計画を策定して実施することとなり、平成20年度から平成24年度までの計画は平成19年度中に策定することになっておりまして、市の計画案は策定中でありまして、今後詳細の調整後、国保運営協議会の審議を経て決定されることとなります。平成20年2月をめぐってでございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 18番。

○18番（横垣成年） 今この対象者が40歳から74歳と言ったと思うのですが、ということは、もう75歳以上は健診を本人が受けたいという希望があっても、そういう制度はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部副理事。

○民生部副理事（河野健二） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

75歳以上につきましては、後期高齢者広域連合で所管することになっておりますので、そちらのほうでこの健診も担当するということになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第92号

○議長（村中徹也） 次は、日程第22 議案第92号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第93号

○議長（村中徹也） 次は、日程第23 議案第93号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第94号～議案第102号

○議長（村中徹也） 次は、日程第24 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第32 議案第102号 平成18年度むつ市用地造成事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、議案第94号から議案第102号までの平成18年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

（菊池十皿夫代表監査委員登壇）

○代表監査委員（菊池十皿夫） 平成18年度むつ市一般会計等歳入歳出決算及び各種基金の運用状況について、審査の結果をご報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市老人保健特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計、むつ市魚市場事業特別会計、むつ市簡易水道事業特別会計及びむつ市用地造成事業会計にかかわる歳入歳出決算書、附属書類並びに各種基金の運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、財産の管理等についても適正であると認められました。

審査の意見につきましては、既にお手元に配布の平成18年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げます。決算審査のご報告といたします。

○議長（村中徹也） これで監査委員の意見を終わ

ります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。

これで平成18年度むつ市各会計決算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号から議案第102号までの平成18年度むつ市各会計決算については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第94号から議案第102号までの平成18年度むつ市各会計決算については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれまして決算審査特別委員会にお

いて、委員長に白井二郎議員、副委員長に澤藤一雄議員が選任されましたので、ご報告いたします。

報告第27号

○議長(村中徹也) 次は、日程第33 報告第27号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第27号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第34～日程第35 議案上程、提案理由説明

○議長(村中徹也) 次は、日程第34 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例及び日程第35 議案第104号 工事請負契約についての2件を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) ただいま上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例についてであります。本案は、今月4日地方自治法第74条第1項の規定に基づき、条例制定請求代表者柳牛進氏及び木下千代治氏から提出された同条例の制定請求を受理しましたので、同条第3項の規定により、意見を付して議会に付議するものであります。

この請求に係る条例案の趣旨は、むつ市本庁舎の位置の変更、いわゆる本庁舎を旧アークスプラ

げに移転することについて、市民の意思を明らかにするため、公平かつ民主的な手続を確保し、もって市行政の円滑な運営に寄与することを目的として、市長が住民投票を行い、その結果を尊重して意思を表明すべきであるとするものであります。

私は、さきの市長選で、前市長の施策を推進する立場で立候補し、多くの市民の皆様のご支持を得て当選いたしましたので、本庁舎移転に関しましても基本的にご賛同をいただいたものと認識いたしております。

また、本庁舎の位置の変更につきましては、地方自治法第4条第3項の規定により、市民の代表であります市議会において出席議員の3分の2以上の同意が必要とされておりますことから、住民投票を実施する必要はないものと判断しておりますので、本条例の制定には賛成できないものであります。

今後は、この本庁舎の移転が合併後の新むつ市の発展に寄与する最初の大事業であるとの認識のもと、市民の皆様のご理解を得る努力を重ねながら、市民の利便性を追求するとともに、多様化、高度化、そして複雑化する行政需要に対応するための市行政の拠点づくりとして慎重に推進してまいりたいと考えております。

次に、議案第104号 工事請負契約についてであります。本案は、関根漁港施設災害復旧事業に係る工事請負契約についてでありまして、昨年10月に発生した低気圧による波浪等によって被災した関根漁港施設の第2西防波堤の堤体、消波ブロック等について、むつ市議会第191回定例会で御議決いただきました関根漁港施設災害復旧工事に引き続き復旧工事を行うためのものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につき

ましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、議案第103号につきましては本職の意見に沿った御議決を賜りますようお願い申し上げます。議案第104号につきましては原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました2議案については、後日審議を行いますので、ご了承願います。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月7日、11日及び12日は決算審査特別委員会のため、12月10日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明12月7日、11日及び12日は決算審査特別委員会のため、12月10日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月8日及び9日は休日のため休会とし、12月13日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時00分 散会